

## 第7章 AED（自動体外式除細動器）等について

AEDとは、生命に危険を及ぼす不整脈による心臓のけいれん（心室細動）を起こした場合に除細動（電気ショック）を与える自動体外式除細動器のことです。

不慮の事故や急病で呼吸が停止するといった重篤な状態になった者がいる場合は、119番通報を行い、心臓マッサージや人工呼吸を行うとともに、工学研究科あるいは都市安全研究センターに設置されているAED（自動体外式除細動器）で除細動を行うことにより救命活動を行うこととなります。

AEDは、工学研究科1階の警備員室前と都市安全研究センター玄関に設置しております。

なお、心臓マッサージ、人工呼吸法及びAEDの使用については、[こちら](#)を参照して下さい。

また、AEDのほか、担架やレスキューキャビネットを以下の場所に備え付けるとともに、非常食料や簡易トイレ、シート、ブランケットなどの災害時用の備蓄品を常備しています。

### 防災関連物設置場所

